

電力供給契約書（案）

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「発注者」という。）及び会社名（以下「受注者」という。）は、別紙仕様書より福岡県青少年科学館で使用する電気の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、次に掲げる対象建物を使用するために発注者が必要とする電力を安定的に需要場所に供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

- (1) 対象建物 福岡県青少年科学館
- (2) 履行場所 福岡県久留米市東櫛原町1713

（電力供給期間）

第2条 電力を供給する期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は次のとおりとする。ただし、以下の各単価については、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

基本料金率	（業務用電力）	円/kw/月
電力量料金率	夏季（平日）	円/kWh/月
	その他季節（平日）	円/kWh/月
	夏季（休日）	円/kWh/月
	その他季節（休日）	円/kWh/月

（夏季とは、7月1日から9月30日までの期間を示し、

その他季節とは、第2条の供給期間における夏季以外をいう。）

（機密を守る義務）

第4条 発注者及び受注者は相手方の了解した場合を除き、この契約の履行にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、第2条で規定する期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法律及び条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

（契約の保証）

第5条 受注者は、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額（契約期間における見込使用電力量より算出した価格、以下参考総価格という。）の100分の10以上の契約保証金又はこれにかわる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、同規則170条の規定に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、都合により見込使用電力量を増減することがある。

(契約電力の変更)

第8条 各月の契約電力は、当該月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、契約電力は変動するものとする。ただし、最大需要電力が、500kW以上となる場合、双方協議の上、契約電力を決定する。

(使用電力量の計量)

第9条 受注者は毎月月末の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)を発注者に通知しなければならない。

2 電気の使用に対する代金(以下「電気料金」とする。)の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(契約単価の変更)

第10条 契約後において受注者の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要性が生じたときは、双方協議の上これを改定することができる。

(支払)

第11条 受注者は、第9条第1項の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項に規定する電気料金は、第3条に示す電力量料金(単価)に当該月における使用電力量を乗じて得た額と、同条に示す基本料金(単価)に契約電力を乗じて得た額を加算した額に、仕様書に定める標準供給条件(以下「供給条件」という。)により算出した額を加算した額と、別紙様式1に示す当該月における調整料金の額を加算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内若しくは受注者の供給条件に支払期日の定めがある場合は、受注者の供給条件により電気料金を支払わなければならない。ただし、供給の日数が少ない場合は、供給条件により算出した額を発注者に請求することができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、入札時の参考総価比較額のうち、未検収分の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約の解除)

第13条 発注者は、契約期間の間、前条第1項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第14条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第15条 契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、発注者が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の電気料金は、双方協議して定める。

(暴力団排除条項)

第16条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、第12条第2項の規定にかかわらず、受注者は、参考総価格の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

(書面主義)

第17条 この契約に定める請求、通知、申出、承諾、解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、後日、書面により、既に行った請求等を相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(法令の遵守)

第18条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、関係法令を遵守しなければならない。

(合意管轄裁判所)

第19条 この契約にかかる訴訟は、発注者の事務所所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、九州地区のみなし小売電気事業者の定める標準供給条件によるほか、必要に応じて双方協議の上、決定するものとする。

令和 年 月 日

発注者

福岡県久留米市東櫛原町1713

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

理事長 杉光 誠 印

受注者

住所

氏名

印